

8. 宇土市定住移住促進補助金

担当課：まちづくり推進課 定住移住推進係



■目的及び概要

指定区域（住吉中学校区及び網田中学校区）の定住及び移住を促進し、活性化を図るため、指定区域に住宅を取得した者に対し補助金を交付する。

■対象者

次の各号のいずれにも該当する方

- (1) 取得した指定住宅（指定区域内に建築された、新築住宅又は建売住宅）又は購入した空き家の所在地に住民登録され、宇土市に定住の意思があること。
- (2) 本人及び同一世帯員に、市税等の滞納がないこと。
- (3) 宇土市暴力団排除条例に規定する暴力団、暴力団員等又は暴力団密接関係者に該当する者でないこと。

■対象事業等

- (1) 住宅取得支援事業 補助対象者が住宅を取得する事業

- (2) 子育て世帯支援事業 補助対象者（同一世帯員に中学生以下の者がいる者に限る。）が、転入又は転居に伴い、住宅を取得し、又は空き家を購入する事業

※補助対象者が次の各号のいずれかに該当する住宅を取得する場合は対象となりません。

- ・宇土市新築住宅に対する固定資産税の減免に関する規則に基づく減免の対象となった住宅
- ・国、県、市等が交付する同様の趣旨の補助金の交付対象となった住宅

■財政支援措置

補助対象事業	補助金の額
住宅取得支援事業	指定住宅の取得に要した額とし、100万円を上限とする。
子育て世帯支援事業	申請時点における補助対象者の同一世帯員（中学生以下の者に限る。）の人数に応じ、次に定める額 (1) 1人 20万円 (2) 2人 50万円 (3) 3人以上 100万円

■申請時期

所有権保存登記又は所有権移転登記後1年以内

■根拠法令等

宇土市定住・移住促進補助金交付要綱

■その他

- ①新築住宅 令和6年4月1日以降に新たに自己の居住の目的で建築された住宅をいう（旧住宅を解体し、新たな住宅を建築する建替を含む。）。
- ②建売住宅 令和6年4月1日以降に販売を目的として新たに建築された住宅で、居住の用途に供されたことがないものをいう。

9. 宇土市結婚新生活支援事業補助金

担当課：まちづくり推進課 定住移住推進係



■目的及び概要

結婚に伴う新生活を開始する際の経済的な負担を軽減することにより、定住・移住の促進及び少子化対策の強化に資することを目的として、新規に婚姻した世帯に補助金を交付します。

■対象者

新婚世帯（令和7年1月1日から令和8年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦）又は継続補助対象世帯（前年度に当該補助金の交付を受けた世帯であって、その受給額が1世帯当たりの補助上限額として定める額に達していない世帯）であって、次の各号のいずれにも該当する世帯。

- (1) 申請日において、夫婦の双方又は一方が住居費又は引越費用に係る住居の住所で本市の住民基本台帳に記録されていること。
- (2) 夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下であること。
- (3) 夫婦及び住所を同じくする世帯全員が、申請日において市税等の滞納がないこと。
- (4) 過去にこの制度に基づく補助を受けたことがないこと。ただし、継続補助対象世帯は除く。
- (5) 既に国、県及び市等から同様の趣旨の補助を受けたことがないこと。
- (6) 夫婦及び住所を同じくする世帯全員が、宇土市暴力団排除条例に規定する暴力団、暴力団員等又は暴力団密接関係者に該当する者でないこと。

■対象経費

居住費、引越費用及びリフォーム費用。ただし、新婚世帯の2親等以内の親族に支払われた費用は除外

■財政支援措置

令和7年4月1日から令和8年3月31日までに支払われた、補助対象経費の合計額（1,000円未満の端数切り捨て）とし、次の各号に定める額を上限額とする。

- (1) 新婚世帯については、1世帯当たり30万円を上限とする。ただし、新婚世帯のうち夫婦の年齢がともに満29歳以下であるときは60万円を上限とする。
- (2) 継続補助対象世帯については、前年度における補助上限額から前年度の補助金交付済額を控除した額を上限とする。

■申請時期

令和8年3月31日まで

■根拠法令等

宇土市結婚新生活支援事業補助金交付要綱

10. 空き家バンク制度

担当課：まちづくり推進課 定住移住推進係



■目的及び概要

宇土市内に所在する空き家の適切かつ有効な活用の推進を図る。

宇土市内にある空き家（住宅・店舗）、空き地の売買・賃貸を希望する所有者から登録いただいた情報を、市ホームページを通して公開し、空き家・空き地の利用を希望する方（宇土市内に住む人も含む）に情報提供する制度。

※売買・賃貸借契約は、市又は所有者があらかじめ指定する不動産会社が媒介することになります。

■登録対象物件

- (1) 空き家 個人の居住、店舗の営業等を目的として建築し、現に居住又は使用していない（居住又は使用しなくなる予定のものを含む。）建物及びその敷地で、宇土市内にあるもの。
- (2) 空き地 現に建物がない更地の宅地又は主として居住の用に供することができない建物がある宅地で、宇土市内にあるもの。

※未登記物件及び未相続物件は、他の相続人等、関係者の了解を得た上で、契約時に登記を行うことを条件として登録可能。

■物件登録者

所有者 空き家及び空き地に係る所有権その他の権利を有し、当該空き家等の売買、賃貸等ができる者。

■物件利用者

宇土市内外在住問わず、利用者登録により利用可能。ただし、法人は利用不可。

■申請時期

隨時

■根拠法令等

宇土市空き家バンク制度実施要綱

■制度フロー

- ① 物件登録申請（所有者）
- ② 物件調査（不動産会社）
- ③ 物件登録・H P掲載（宇土市）
- ④ 内覧（利用者）
- ⑤ 利用者登録（利用者）
- ⑥ 交渉・契約（所有者・利用者・不動産会社）
- ⑦ 引き渡し
- ⑧ 登記（利用者）

11. 宇土市空き家バンク登録物件補助金

担当課：まちづくり推進課 定住移住推進係



■目的及び概要

宇土市内に存在する空き家を有効活用し、定住・移住の促進、関係人口の増加及び地域の活性化を図るため、空き家バンク登録物件の空き家に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

■補助対象事業、補助対象者、補助対象経費、補助額及び申請期間

補助対象事業	補助対象者	補助対象経費	補助額	申請期間
空き家取得事業	空き家バンク登録物件の空き家を取得した利用者	(1) 空き家と敷地の取得に係る費用 (2) 空き家と敷地の登記に係る費用 (3) その他市長が認める費用	補助対象経費の合計額 【上限額】 指定区域 100 万円 指定区域外 50 万円	所有権移転登記後 1 年以内
空き家改修事業	空き家バンク登録物件の空き家において、賃貸借契約を締結した所有者（貸主）、又は利用者（借主）のいずれか	(1) 空き家の改修に係る費用 (2) その他市長が認める費用	補助対象経費の合計額 に 1/2 を乗じて得た額 【上限額】 指定区域 100 万円 指定区域外 50 万円	賃貸借契約後 1 年以内
家財撤去事業	空き家バンク登録物件の空き家において、売買契約・賃貸借契約を締結した所有者（売主・貸主）、又は利用者（買主・借主）のいずれか	(1) 家財等の撤去に係る費用 (2) 家財等の処分に係る費用 (3) その他市長が認める費用	補助対象経費の合計額 【上限額】 指定区域 20 万円 指定区域外 10 万円	所有権移転登記後 又は賃貸借契約後 1 年以内

※上表の補助対象者は、次の各号のいずれにも該当するもの

- (1) 宇土市への定住・移住、関係人口の増加又は地域の活性化を図る意思があること。
- (2) 本人及び同一世帯員に、市税等（規則第3条第3項に規定する市税等をいう。）の滞納がないこと。
- (3) 所有者又は利用者と3親等以内の親族でないこと。
- (4) 宇土市暴力団排除条例に規定する暴力団、暴力団員等又は暴力団密接関係者に該当する者でないこと。
- (5) 既に国、県及び市等から同様の趣旨の補助金の交付を受けていないこと。
- (6) 法人でないこと。

■根拠法令等

宇土市空き家バンク登録物件補助金交付要綱

■その他

- (1) 指定区域 宇土市立小中学校通学区域等に関する規則（平成20年教委規則第4号）別表第2に定める、住吉中学校区及び網田中学校区をいう。
- (2) 指定区域外 前号で定める区域以外（鶴城中学校区）をいう。